

令和6年4月

従業員各位

モレメンテ有限会社

令和5年度介護職員処遇改善支援補助金・

令和6年度介護職員等処遇改善加算計画書について

日頃より、熱心に業務に取り組んでいただきありがとうございます。4月以降の処遇改善支援補助金、処遇改善加算金の配分についてお知らせいたします。賃金規定に定める通り、以下の通りに配分致します。6年度より職種による配分ルールが撤廃されたことで配分金額が変化しますので予めご了承下さい。

- 対象事業所** デイサービスリアクラ
- 対象者**

処遇改善手当	→介護職員
特定処遇改善手当	→全職員
ベースアップ手当	→全職員
支援補助金	→全職員
- 対象期間**

支援補助金対象期間	令和6年2月1日～令和6年5月31日
処遇改善加算対象期間	旧加算 令和6年4月～令和6年5月
	新加算 令和6年6月～令和7年5月
- 加算区分**

旧加算	処遇改善加算1	特定処遇改善加算I	ベースアップ等支援加算
新加算	通所介護	新処遇改善加算I	
- 改善方法及び金額**

賃金規定を参照（令和6年6月分より規定を変更しますので改めて確認して下さい）

6. キャリアパス要件

① キャリアパス要件Ⅰ

- イ) 職位・職責又は職務内容等に応じた任用の要件は「職群別役割資格等級制度規定」に定める
- ロ) 職位・職責又は職務内容等に応じた賃金体系は「賃金規定」に定める。
- ハ) 上記を LINE WORKS 掲示板上に掲示することで周知する。

② キャリアパス要件Ⅱ

- イ) 法定研修とは別で、年間到達目標に応じてオンライン研修システム（ジョブメドレーアカデミー）を用いて資質向上の機会を作る。また、「職群別役割資格等級制度規定」に定める通り、介護職員の能力に応じた目標と半期に一度の人事考課面談で設定する。
- ロ) 「研修規定」に定める通り、会社は自己啓発の機会や情報の提供、費用の一部負担、年次有給休暇の計画的活用等を支援するものとする。
- ハ) 上記を LINE WORKS 掲示板に掲示することで周知する。

③ キャリアパス要件Ⅲ

- イ) 「賃金規定」に定める通り、昇給は毎年 10 月に行う。「職群別役割資格等級制度規定」に定める通り、「人事考課」と「経験年数」に応じた仕組みとする。
- ロ) 上記を LINE WORKS 掲示板に掲示することで周知する。

7. 職場環境要件改善のための取組内容

- ① 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材教育方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
- ② 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
- ③ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
- ④ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
- ⑤ 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
- ⑥ 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備

- ⑦ 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
- ⑧ 有給休暇が取得しやすい環境の整備
- ⑨ 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
- ⑩ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
- ⑪ タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
- ⑫ 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
- ⑬ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ⑭ 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供